

法嗣殿 高田派青年会 新会長就任記念

高田派青年の集い本寺大会について

総 務 弓 削 弘 胤

このたび、令和六年六月二十九日・三十日の両日にわたり、法嗣殿が本寺専修寺において青年会会長の就任大会を執り行いました。教学担当総務として本大会に同行させていただきましたのでご紹介申し上げます。

この意義深い大会に際し、親鸞聖人が発願し、創建された本寺専修寺の崇高な精神を改めて感じることができました。本寺専修寺は、高田派の歴史と教えを象徴する聖地であり、私たちの信仰においてこの上ない存在であります。親鸞聖人の教えと精神を受け継ぐ本寺専修寺への崇敬は、私たちを正しい道へ導くための礎となります。特に、本大会をとおして、若い高田派僧侶の皆さまがこの崇高な精神を受け継ぎ、未来に向かって信仰の灯をともしていく姿勢を目の当たりにし、大いな

る感動を覚えました。

まず、本大会は、『念仏高田の源流』と題し、真宗高田派鑑学・真宗高田派誓元寺住職の栗原廣海師から本寺においてご講演をいただきました。高田の創建と浄土信仰の風土から関東における浄土信仰、『和讃』や『ご消息』から親鸞聖人の諸仏菩薩・神祇観など、少し時間を延長して熱のこもったご講演でありました。

当日宿泊した「マイステイズ都宮」において新会長就任の祝賀会が開催され、新会長であられる法嗣殿から今後の高田派青年会の在り方や思いを熱く語られ、高田派青年会の結束を強く感じることができました。

二日目は、午前中だけの日程ではありませんでしたが、稲田山西念寺と新居山稱名寺をお訪ねいたしました。西念寺は別名「稲田御坊」と呼ばれ、親鸞聖人が妻子ともどもこの地に草庵を結び、浄土真宗の根本聖典である『顕浄土真実教行証文類』をここで著されたといわれています。また、稱名寺は真仏上人を開祖に招き創建されたとされています。どちらのご寺院もご住職から丁寧な説明をいただきました。

法嗣殿が、高田派青年会新会長就任記念大会を本寺でされたことは、親鸞聖人が関東各地をご教

化中に栃木県真岡市高田の地に一字を建立し、専修念仏の根本道場とされ、長野の善光寺からお迎えた一光三尊仏をご本尊としてご安置された本寺からはじまったことをなぞられたと、感慨深いご縁をいただくことができました。

さて、本寺専修寺並びに本山専修寺に対する崇敬の念は、私たち高田派のすべてのご寺院の住職並びに寺院関係者各位が共有すべき大切な信仰の源であります。これらの聖地が私たちに与える精神的なお導きは日々の宗教活動や檀信徒の教化において欠かせないものであり、私たちの信仰をより深く強固にするものであります。私たちがこの崇敬の念を深く理解し、それを檀信徒の皆さまに伝えていくことが求められます。親鸞聖人の教えを広め、その精神を次世代に伝えるために、共に努力してまいります。

今回の就任大会で示された高田派青年会に参加された皆さまの熱意と決意は、私たちにとって大きな励みとなりました。若い世代が本寺専修寺と本山専修寺の意義を理解し、その精神を引き継ぐことは、私たち高田派の未来を明るく照らすものです。

今後も、すべての高田派関係寺院の皆さまがこの崇高な精神を共有し、檀信徒の皆さまとともに宗門護持発展のため、ご支援・ご助力いただきますようお願い申し上げます。

宗 達

宗 達 第一二〇九号

法主殿来る令和六年十一月二十日午後一時三十分より真宗高田派専修寺福井別院報恩講に御親修御親教相成
る

令和六年七月三日

法主鈴印

宗務総長 大僧都 増 田 修 誠

宗 達 第一二一〇号

法主殿来る令和六年十二月十六日午後一時より真宗高田派専修寺神戸別院報恩講に御親修御親教相成
る

令和六年七月三日

法主鈴印

宗務総長 大僧都 増 田 修 誠

宗 達 第一二一一号

法主殿来る令和六年九月二十二日讚佛会に御親教相成る

令和六年七月十六日

法主鈴印

宗務総長 大僧都 増田修誠

宗 達 第一二二二号

法主殿来る令和六年十月三日、四日真宗高田派専修寺北海道別院報恩講に御親修御親教相成る

令和六年八月五日

宗務総長 大僧都 増田修誠

法主鈴印

宗 告

宗 告 第一一七一号

来る令和六年九月十九日より同二十五日まで讚佛会執行相成る

令和六年八月十日

宗務総長 大僧都 増田修誠
総務 中僧都 藤谷知良
総務 中僧都 弓削弘胤

宗 告 第 一 七 二 号

来る令和六年十一月三日より同四日まで納骨堂法会執行相成る

一、日 時 三日、四日

納骨堂 午前十時三十分

御影堂 午前十一時（洪鐘撞止）

一、参 勤 者 一般寺院

一、衣 体 色衣、紋章五条袈裟、差袴着用

令和六年八月二十日

宗務総長

総 務

大 僧 都

中 僧 都

増

藤

田

谷

修

知

誠

胤

宗 告 第 一 七 三 号

来る令和六年十一月五日より同十日まで秋法会執行相成る

一、新加入法会 五日、六日、七日

一、参 勤 者 一般寺院

一、衣 体 色衣、紋章五条袈裟、差袴着用
令和六年八月二十日

宗 告 第一一七四号

来る令和六年十一月八日より同十日まで資堂講法会執行相成る

令和六年八月二十日

宗務総長 大僧都 増
総務 中僧都 藤田
務 中僧都 弓削
弘知修
胤良誠

宗務総長 大僧都 増
総務 中僧都 藤田
務 中僧都 弓削
弘知修
胤良誠

任 免

令和六年三月三十一日

依請解其職

本寺専修寺責任役員

本寺専修寺責任役員

本寺専修寺総代

本寺専修寺総代

本寺専修寺評議員

本寺専修寺評議員

本寺専修寺評議員

本寺専修寺評議員

本寺専修寺評議員

本寺専修寺理財員

白井 融光

長岡 辰夫

白井 融光

長岡 辰夫

保坂 武次

豊田 征巳

谷畑 至保

谷畑 宣夫

日下田 圭治

豊田 征巳

本寺専修寺総代を命ずる

寿松寺住職

柳 貴宗

本寺専修寺総代を委嘱する

本寺専修寺同行

本寺専修寺同行

本寺専修寺同行

遍照寺同行

谷畑 泰彦

飯塚 茂

保坂 武次

豊田 征巳

本寺専修寺評議員を委嘱する

本寺専修寺同行

本寺専修寺同行

本寺専修寺同行

本寺専修寺同行

本寺専修寺同行

本寺専修寺同行

本寺専修寺同行

本寺専修寺同行

本寺専修寺同行

遍照寺同行

遍照寺同行

遍照寺同行

増瀨 勇

小堀 重

橋本 中平

岩沼 正

本田 輝男

長岡 昇栄

谷畑 隆

高橋 則夫

高松 弘道

野澤 勝男

菊地 則昭

中野 正夫

令和六年四月一日

本寺専修寺責任役員を命ずる

寿松寺住職

柳 貴宗

本寺専修寺責任役員を委嘱する

本寺専修寺同行

保坂 武次

本寺専修寺佑事を命ずる

寿松寺同行 高松 清一

寿松寺同行 直井 源造

寿松寺同行 宮内 朝男

寿松寺同行 池葉 洋

遍照寺住職 白井 融光

寿松寺住職 柳 貴宗

令和六年六月一日

神戶別院評議員を委嘱する

神戶別院世話方 伊藤 彰

神戶別院世話方 佐野 輝夫

神戶別院婦人部 川崎 敏子

神戶別院婦人部 渡辺 正子

神戶別院評議員を委嘱する

神戶別院評議員 佐野 輝夫

令和六年六月二十五日

依請解其職

横浜別院乘願寺評議員 田中 文子

令和六年六月二十六日

横浜別院乘願寺総代を委嘱する

横浜別院乘願寺同行 武田 彰義

令和六年五月三十一日

依請解其職

神戶別院評議員 森下 良雄

神戶別院評議員 古市 良子

神戶別院評議員 杉本 節子

神戶別院評議員 森下 良雄

令和六年七月十日

録事心得を命ずる

録事見習 田中 光明

組長交代

令和六年三月二十九日

依請解其職 三重第二十六組組長

日野 雅道

三重第二十六組組長を命ずる 眞臺寺住職

日野 倫弘

令和六年七月一日

依請解其職 三重第二十二組東部組長

鷹阪 秀章

三重第二十二組東部組長を命ずる

見潮寺住職

西居 明秀

令和六年七月三十一日

依請解其職 三重第十一組東部西部組長

齋藤 正宏

依請解其職 三重第十一組東部西部副組長

瀧 友則

令和六年八月一日

三重第十一組東部西部組長を命ずる

満昌寺住職

瀧 友則

三重第十一組東部西部副組長を命ずる

浄泉寺住職

齋藤 正宏

住職拝命

令和六年七月二十九日

三重県桑名市南寺町

輪崇寺副住職

誓山 良明

補 輪崇寺住職

東京都港区赤坂

正福寺副住職

英 照壽

補 正福寺住職

三重県津市芸濃町河内

成覚寺衆徒

小松 浩演

補 成覚寺住職

依請解其職

成覚寺住職

小松 大演

住職代務者

愛知県常滑市保示町

悉成院 貞芳 院家一等

眞福寺衆徒

劉 芳彦

令和六年六月十七日

岐阜県海津市海津町高須町

西林寺住職

柳島 法善

静岡県浜松市中央区倉松町

蓮浄院 邦広 院家二等

寿福寺衆徒

但野 邦宏

岐阜県揖斐郡揖斐川町東津汲

補 即現寺住職代務者

大阪府大阪市天王寺区勝山

相念院 侑吾 院家二等

光善寺衆徒

徳重 侑吾

令和六年七月一日

三重県亀山市西町

誓昌院住職

梅林 清香

三重県亀山市布気町

清明院 星賢 老分一等

清福寺衆徒

長岡 佑星

三重県亀山市安知本町

補 法善寺住職代務者

三重県亀山市布気町

明鏡院 希賢 老分一等

清福寺衆徒

長岡 岬希

福井県大野市牛ヶ原

寿光院 秀栄 老分一等

榮照寺衆徒

藤原 紗栄

福井県大野市牛ヶ原

崇光院 美季 老分一等

榮照寺衆徒

藤原 紗季

令和六年七月二十九日

東京都台東区元浅草

寶樹院 亮清 准上座格 一等

唯念寺衆徒

若櫻木亮清

福井県福井市西天田町

正就院 涼真 老分二等

正行寺衆徒

佐々木涼平

得 度

愛知県名古屋市南区本星崎町字大道

至心院 教涼

老分二等

海隣寺衆徒

大矢

涼平

愛知県名古屋市南区本星崎町字大道

信楽院 教雪

老分二等

海隣寺衆徒

大矢

雪平

身分堂班

令和六年七月二十九日

列 其身一代堂班

院家二等

院家一等

院家首席二等

院家首席一等

准上座格三等

清福寺衆徒

長岡

星賢

列 其身一代堂班

院家二等

院家一等

院家首席二等

院家首席一等

准上座格三等

清福寺衆徒

長岡

希賢

特許法衣

令和六年七月二十九日

一、薄藤色八藤白大紋差袴着用を許可する

清福寺衆徒

長岡

星賢

一、薄藤色八藤白大紋差袴着用を許可する

清福寺衆徒

長岡

希賢

還俗

令和六年七月二十二日

東京都台東区元浅草

本行寺衆徒

菅原

拓導

寺院解散

令和六年七月二日

新潟県中魚沼郡津南町大字赤沢「長泉寺」を解散する

布教任命

七月御影堂常在説教（晨朝）

七・一	權中僧都	藤浦	弘導
七・二	權中僧都	中村	宣成
七・三	權中僧都	生桑	崇等
七・四	權中僧都	田中	明誠
七・五	權中僧都	栗真	光暁
七・六	中僧都	佐藤	弘道
七・七	權少僧都	真置	信海
七・八	權中僧都	上杉	祥樹
七・九	權大僧都	戸田	栄信
七・一〇	少僧都	岡	知道
七・一一	律師	磐城	英嗣
七・一二	權少僧都	真置	信海
七・一三	中僧都	青木	義成
七・一四	權中僧都	田中	明誠
七・一五	少僧都	青木	妙法
七・一六	律師	隆	妙灑
七・一七	大律師	北畠	大道

七月御影堂常在説教（逮夜・日中）

七・一八	中僧都	南部	義幸
七・一九	律師	堤	一真
七・二〇	律師	田中	唯聰
七・二一	中僧都	戸田	惠信
七・二二	律師	吉尾	真祐
七・二三	律師	北畠	心淳
七・二四	權中僧都	三井	蓮孝
七・二五	中僧都	青木	義成
七・二六	權大僧都	松田	信慶
七・二七	權大僧都	浦井	宗司
七・二八	大律師	高島	光憲
七・二九	少僧都	上田	英典
七・三〇	權中僧都	鷺山	了悟
七・三一	少僧都	岡	知道
七・七	權少僧都	高藤	英光
七・八	律師	龍池	宏昭
七・九	少僧都	山中	真諭
七・一〇	律師	水谷	忍英
七・一五	權中僧都	栗廼	隆興
七・一六	權少僧都	高藤	英光

八月御影堂常在説教（晨朝）

八・一	權中僧都	中村	宜成	八・二五	權少僧都	真置	信海
八・二	權大僧都	戸田	栄信	八・二六	權大僧都	浦井	宗司
八・三	律師	若林	妙百	八・二七	中僧都	戸田	恵信
八・四	權中僧都	上杉	祥樹	八・二八	權中僧都	田中	明誠
八・五	權中僧都	田中	明誠	八・二九	少僧都	上田	英典
八・六	權中僧都	藤浦	弘導	八・三〇	中僧都	青木	義成
八・七	律師	堤	一真	八・三一	大律師	高島	光憲
八・八	權中僧都	栗真	光暁	八月御影堂常在説教（逮夜・日中）			
八・九	律師	隆	妙灑				
八・一〇	律師	松山	智慧	八・七	權中僧都	村上	英俊
八・一一	權中僧都	藤浦	弘導	八・八	權少僧都	高藤	英光
八・一二	大律師	松谷	慧光	八・九	律師	水谷	忍英
八・一三	律師	隆	妙灑	八・一〇	權少僧都	高藤	英光
八・一七	權中僧都	三井	蓮孝	歡喜會説教			
八・一八	權少僧都	真置	信海				
八・一九	律師	吉尾	真祐	八・一四	權中僧都	鷲山	了悟
八・二〇	權中僧都	中村	宜成	八・一五	大僧都	増田	修誠
八・二一	大律師	北畠	大道	八・一六	律師	田中	唯聴
八・二二	少僧都	岡	知道	八・一六	中僧都	弓削	弘胤
八・二三	權大僧都	松田	信慶	晨朝	權中僧都	栗廼	隆興
八・二四	中僧都	青木	義成	日中	中僧都	藤谷	知良

高田慈光院 月例法会

七・一〇、一六、二六

権大僧都 浦井 宗司

八・一〇、二六

権小僧都 高藤 英光

報徳園 月例法会

七・一五

権少僧都 高藤 英光

六・二十九 三重県津市白山町古市

千福寺住職 三輪 弘海

贈 権大僧都

八・二 三重県亀山市野村

永信寺住職 藤本 光信

贈 大律師

敬 弔

次の方々が御往生なさいました。謹んで敬弔の意を表します。

令和六年

六・九 東京都港区赤坂

正福寺住職 英 法悦

贈 権中僧都

贈 中僧都

六・十四 新潟県長岡市呉服町

光徳寺住職 釜島 顕是

贈 大律師



第九十八回 仏教文化講座報告

本年も大変暑い中、法主殿のご臨席を仰ぎ、多くの聴講の皆様を迎えて、第九十八回仏教文化講座が開講されました。

講師の先生方と講題、講義の概要は次のとおりでありました。

八月一日

法主殿御親講

「三日市の民俗信仰とその起源」

御親講ではまず、「太子守宗」現存の驚き、と題されて、日本国内広しと言えども、聖徳太子を本尊としている寺院はありそうでいて、まず無い、と申され、三日市の太子寺は聖徳太子が紛れもなく本尊とされている、と述べられました。そして、三日市の太子寺と如来寺について、三日市で現存する、太子像と善光寺如来像との比較では、太子像の方が遙かに秀作で、その点においては、太子寺が主であり、如来寺が従と見ても間違いではな

い、と言われました。

次に、「三日市両寺の歴史と伝承」と題されて、太子自らの建立とも言われ、平安初期、慈覚大師円仁によって開創されたとも、さらに聖人の直弟である顕智・善念両上人により伊勢地方最初の念仏道場となったと考えられているが、「太子守宗」に類する信仰形態を今に伝える、三日市の信仰とはいかなるもので、いかに展開して来たものなのか、逐一考察してみたい、と述べられて、まず、「慈覚大師円仁の生涯とその伝承」について、詳しくご紹介いただき、その上で、「三日市諸寺院の円仁草創伝承」を再検証していただきました。

法主殿によりまずと、「寺誌」や「縁起」といった基本史料の欠如により、歴史的な考究は困難を極めるが、唯一、文献史料として採用できそうな江戸時代の書写記録が摂取院に伝存しており、それを提供して頂いたので、その内容を随時提示してゆきたい、と述べられ、摂取院蔵の記録、「由緒記録」、「観音之由来」を紹介され、検討されて、円仁と三日市の関わりについては、伝承の

域を脱せず、史実性はやや稀薄だと言わざるを得ないようである。著名な高僧に仮託された伝承と見るべきであるが、大いに注意を払うべき伝承だと、言われました。

次に、「親鸞聖人、顕智・善念上人と三日市」と題されて、特に善念上人に注目されました。古地図に、「顕智上人如来堂」と共に「善念上人太子堂」と記されていることが興味深い、と申されて、太子寺に厳存する善念上人の秀逸な肖像彫刻が、「三日市に太子信仰を将来し、定着させたのは私善念なのだ」と仰っているようだとお示しくださいました。

最後に、「三日市の信仰をいかに位置付けるか」と題されて、私見として、三日市の信仰を確立したのは善念上人であり、顕智上人はむしろ脇役だったとしたい、とも述べられながら、真慧上人の布教との関わりも指摘され、三日市には、積年の多様な信仰が重層的に伝承されて来た、と言われた上で、今回、慈覚大師円仁について、かなり詳しく調べる機会を得たことで、慈覚大師円仁は、

親鸞聖人の関東布教、高田派の引声念仏、仏教文化講座を始められた堯猷上人と関係の深い人であった、と結ばれました。

八月二日

大谷大学名誉教授 親鸞仏教センター副所長

加来 雄之 先生

「危機の時代と真宗における実践

—安田理深の僧伽論に学ぶ—

はじめに加来先生は、今年一月、能登の地震で、大谷派の多くのお寺が被災され、ご本山に陳情に來られた大谷派のご門徒が、「お寺がつぶれてしまつて、聞法する場所が無い。聞法をする場所を作つて欲しい」と言われたことを紹介されました。それは、今こそ親鸞聖人の教えを聞き直して、困難というものを受け止めて立ち上がっていかうとする、そういう自己、そういう共同体を確立したい、そういう陳情ではなかったのか、と述べられ、共同体、僧伽を今日は問い直してみたい、と言われました。

加来先生は、安田理深氏の様々なお言葉を紹介されながら、私たちは、正しい共同体と、それを実現する道が必要であり、浄土真宗の危機とは、浄土真宗が人間の普遍的課題であるこの共同体の要求に応えることができないことではないか。この浄土真宗にとっての危機を受けとめ、引き受け、転機としていく実践とはどのようなものであろうか。親鸞聖人は、真宗の救いを「現生正定聚」というお言葉で示され、それは、邪定聚や不定聚という課題にきちんと向き合い、その課題を乗り越えた境地であることを示されているのであって、この二つの機のあり方を自覚することが、この二つのあり方を超える唯一の方法である、と述べられました。

またそれは、親鸞聖人の『教行証文類』で、高田本にのみ記載されていて、大谷派の板東本や西本願寺本には記載されていない、二つの序の最後に置かれている二つの標語によって、真宗の救いが「正定聚」にあることを教えてくれている、とも言われました。

そして、加来先生は、安田理深氏の僧伽論を紹介され、僧伽をはっきりすることで、真宗というもの現代の時代社会の中でリアリティを持ち、僧伽によってお浄土が証明できる、と述べられ、真宗の共同体、真の共同体を生きることにについてお話ししていただきました。

八月三日

信州大学名誉教授

牛山 佳幸 先生

「信濃善光寺史と善光寺信仰の展開」

まず牛山先生は、信濃の善光寺の歴史について、その概要をお話しされました。

創建は、七世紀後半で、天武天皇の仏教奨励令の詔が契機であり、そして、当初は、創建に関わった氏族の、氏寺的な性格が濃厚であった、と言われました。

次に、平安時代の善光寺について、大洪水によって高台移転したこと、地方の有力寺院へ成長したこと、そして善光寺参詣者について話され、覚忠という僧が、善光寺の本尊像の姿を図に写し取

って持ち帰っていること、また、最初の善光寺縁起の成立についても紹介されました。

続いて、鎌倉時代の善光寺について、幕府に保護され、將軍家の菩提所であり、さらに武士たちは、いつ相手を殺すか、自分が殺されるか、非常に信仰心があつく、善光寺信仰が流行し、全国各地に善光寺如来が安置されたのもこの鎌倉時代であり、さらに、宗派を超えた宗教者が参詣・参籠し、親鸞聖人も善光寺信仰の影響を受けられたであろうし、念仏聖のみならず、禪宗の僧も参詣しているが、ただ、日蓮一派だけは善光寺を痛烈に批判していることなどを紹介されました。

その後、室町時代には、幅広い階層に善光寺信仰が流布し、戦国時代の苦難の時期はあったが、江戸時代には、善光寺信仰が庶民信仰として、旅行ブームもあり、一層発展していった、と述べられました。

最後に、牛山先生は、善光寺信仰の特徴として、善光寺如来の印相が通例と異なる点を挙げられ、円城寺の寛忠が写した図でもわかるように、

親指を曲げて薬指と接していて、靈仏、靈驗あらたかな仏と受け取られ、四つのキャッチフレーズのもと、現当二世の救済を叶えてくれる仏として、人々に受容されたことをお示しいたきました。

八月四日

大谷大学名誉教授

草野 颯之 先生

「親鸞伝の史実と伝承」

草野先生は、今回のご講演の内容を、次の四つに分けてお話しいただきました。

第一は、「親鸞伝の史実と伝承」に関心を持つたきっかけとして、『御伝鈔』の平太郎伝について。第二は、史実が何らかの目的で改変された伝承として、吉水時代結婚伝承について。第三は、後世に何らかの目的で創作された伝承として、一時帰洛・一寺草創・伊勢参宮・数珠投入伝承について。最後の第四は、何らかの史実を物語として伝えた伝承として、逆さ竹伝承・幽霊濟度伝承を挙げられ、それら様々な伝承を読み解いていただきました。

第一の『御伝鈔』の平太郎伝については、熊野への参詣、その参詣の是非を親鸞聖人に尋ね、聖人から了解を得た、ということが語られていて、聖人の思想から『御伝鈔』の平太郎伝に違和感を持ったが、しかし、この熊野詣の平太郎伝も、覚如上人の『御伝鈔』よりも古い『親鸞聖人御因縁』に同様の話が出てくるので、覚如上人は地方の伝承をアレンジして取り上げているのではないかと思われ、そういう様々な伝承に興味を持たれた、と言われました。

第二の吉水時代結婚伝承については、玉日と結婚されたことは考えられず、兼実の娘と結婚したとするのは、聖人の地位を高めるためのものであらうと思われる、と言われました。

第三の一時帰洛・一寺草創・伊勢参宮・数珠投入伝承については、九つの伝承本を比較検討され、高田派の学僧、生桑完明先生のお言葉も紹介され、それぞれの伝承本の特徴をお示しいただきました。

最後の、第四の、逆さ竹伝承・幽霊济度伝承に

ついては、その背景に親鸞聖人の思想があったり、『恵信尼消息』で語られている三部経千部読誦の伝承があることなどを読み解いていかれました。

八月五日

高田派鑑学 高田短期大学学長

清水谷正尊 先生

「親鸞伝絵の成立とその内容」

清水谷先生は、今年の六月八日に大谷大学で開催されました真宗連合学会大会におきまして、「高田本『善信聖人親鸞伝絵』の成立について」の題目で発表されましたが、本講座におきましては、その時の発表内容を詳しく説明していただくとともに、「親鸞伝絵の成立とその内容」の講題のもと、四本の『親鸞伝絵』について、その特徴を分かり易く教えていただきました。

まず、『親鸞伝絵』である制作者・覚如上人と親鸞聖人の関係は「親鸞聖人系図」の資料で、四本の『親鸞伝絵』の制作年は「親鸞伝絵関連年表」の資料で説明されました。

その資料から要点を列記しますと、
制作年時

一二九五年十月 『親鸞伝絵』（初稿本）制作。

一二九五年十二月 『親鸞伝絵』（高田本）制作。

『親鸞伝絵』（琳阿本）奥書は一二九五年十月
であるから、初稿本の写しであることがわかる。

一三三六年 『親鸞伝絵』（初稿本）焼失。

一三四三年 『親鸞伝絵』（康永本）制作。

題名

高田本 『善信聖人親鸞伝絵』

琳阿本 『善信聖人絵』

康永本 『本願寺聖人伝絵』

また、それぞれに描かれている絵については、

高田本 四番目の（上巻の）蓮位夢想と、八番

目の入西鑑察がない。

琳阿本 蓮位夢想段が同じくない。

八番目の入西鑑察は、覚如上人の筆跡
であるが後に書き足したものである。

康永本 全部有る。

以上のことから、高田本が一番古くて、次に琳阿

本、その次に康永本であることが分かります。

これに異を唱えたのが脊古真哉氏は論文であり、脊古氏は「専修寺に所蔵されている親鸞や真仏に關わるとされる史料については、少なからず再検討の要があるものと考えている。一つだけ例を挙げておくと、永仁三（一二九五）年の奥書をもち、現存最古のものとされる『親鸞伝絵』であるが、はたしてそのような時期のものなのであるうか。末尾の親鸞墓所の部分に親鸞木像が描かれていることも如何かと思うが、さらにほとんどすべての場面で畳が敷き詰め描かれていることは当時のものとしてはあり得ない描写である。奥書の年紀よりは相当製作年代の降るものとみるのが適切であろう。」と述べられているが、これに対して清水谷先生は真宗連合学会大会において以上の説明と次の説明で脊古氏の誤りを正されました。

用意された資料で

○廟堂について

①高田本 石碑&木像

院の様々な活動と取り組み紹介」として発表をして頂きました。

第二十回 法話発表会

開催日時 九月五日（木）

午前十時より開会式

会場 宗務院二階第一会議室

法話発表会を開催します。僧侶になったばかりの方や、日頃法話をする機会のあまりない若手を中心に法話をして頂きます。

これから布教者として歩まれる方を応援する行事です。是非、ご聴聞ください。

（Ⅷ〇五九―二三二―四一七二）

第四十九回

住職補任研修会実施のお知らせ

標記の件につきまして、住職・住職代務者・副住職規程（宗規第十七号）により、住職補任研修を受講することが、住職及び副住職補任申請の必須条件です。

住職及び副住職を拜命予定の皆様は、早めに受講いただきますようご案内いたします。

なお、教師資格を取得された方が対象となります。

研修予定日

令和六年

十月八日（火） 十二時頃～

九日（水）～十二時十五分頃、解散予定

研修内容

・真宗教義と高田派の歴史 ・住職道、布教道

宗門のお知らせ

・宗教法人法

・声明

・現状と課題

申込み方法

指定の申込書を令和六年九月八日までに本山宗務院教学課宛に郵送、FAXにてお申し込み下さい。

研修費用

二〇,〇〇〇円(当日、持参下さい。)

定員

二十名(定員になり次第受付終了)

詳細は宗務院教学課までお問い合わせ下さい。

〒五一四一〇一一四

三重県津市一身田町二八一九

真宗高田派宗務院教学課 宛

(TEL) 〇五九一二三二一四一七二

(FAX) 〇五九一二三二一四一四一

令和六年度 第二回

布教伝道研修講座

日時 令和六年九月九日(月)

午後一時 受付

午後一時半 開会式

午後三時半 閉会式

会場 高田会館ホール

講師 荒山 淳 師

真宗大谷派名古屋教区教化センター主幹

テーマ 「人の世にぬくもりあれ」

主催・真宗高田派教学院第三部会

令和六年度 第二十九回

教学院研究発表大会案内

教学院研究発表大会を次のように開催いたします。

日 時 令和六年十月三十一日（木）

午前十時

開会式

午前十時二十分

発表

午前十二時頃

終了

会 場 高田会館ホール

発表題と発表者

一「真宗文化についての考察

―報恩講お非時の役割―」

第一部会 中村 宜成 研究員

二「地域の多文化共生と真宗寺院の

役割を考える」

第二部会 上田 英典 研究員

三「証書類」に引用された経文における

「正定聚」の理解をめぐって

第三部会 吉尾 真祐 研究員

四『見聞集』（『涅槃経云』）をめぐって

第四部会 佐波 真 研究員

研究発表大会特別講演

日 時 令和六年十月三十一日（木）

午後一時半から午後二時半まで

講 題 「戦国時代の高田専修寺教団」

講 師 安藤 弥 師 同朋大学文学部教授

主催・真宗高田派教学院

本山行事予定

(九月・十月)

九月五日 第三十回法話発表会

九月十九日

二十五日 讚佛会

十月八・九日 第四十九回住職補任研修会

十月十七日 第七十五回檀信徒研修会

十月三十一日 第二十九回教学院研究発表大会



下付金のお知らせ

平成三十年度分院号下付金、及び納骨壇加入下付金を専修寺正味財産に計上いたしました。

(令和六年五月三十一日付)

院号冥加金、及び納骨壇加入冥加金の下付金は納入された年度から、五年を経過したものは、専修寺正味財産に計上されるため、交付出来ませんのでご注意ください。

詳しくは宗務院財務課までお尋ね下さい。

真宗教団連合2024（令和6）年度

教団連合被災地支援活動助成金交付要綱

1. 趣旨

真宗教団連合における被災地支援活動の一環として、加盟宗派及び現地で実際に活動している加盟宗派関係団体、又は宗派と関わりのあるNPO法人等に対して助成を行い、もって真宗教団連合憲章第3条に謳われる「人類永遠の福祉」に貢献する。

2. 交付対象団体

加盟宗派及び各派から推薦された宗派関係団体、又は宗派と関わりのあるNPO法人等で、今後も継続して被災地支援活動を行う意思のある団体。

3. 助成金交付対象活動（事業）

激甚災害に指定された災害の被災地を対象に実施した支援活動・事業

- ①被災地におけるボランティア活動（例：復興支援、炊き出し、傾聴等）
- ②被災地の子どもを対象とした保養事業（例：招待キャンプ開催等）

4. 助成金額

当該事業に対する寄付金、助成金、参加費収入等を除く、主催者純負担額（1,000円単位切り上げ）について、1団体50万円を上限に助成する。

※主催者負担の生じていない事業は助成対象外

5. 申請期間

随時受付 令和6年度(2024年4月1日～2025年度3月31日)

6. 申請方法

所属（推薦）宗派を経由して、真宗教団連合事務総局宛に申請。

7. 提出物

- ①助成金申請書 ②事業収支書類 ③活動状況写真

8. 助成方法

指定口座への振り込み（助成対象宗派・団体・NPO法人名義の口座であることが条件）

9. 助成時期

申請内容を事務総局にて審査の後、指定口座に送金する。

10. その他

支援活動（事業）内容等を真宗教団連合ホームページへ掲載予定

【問い合わせ先】 真宗高田派宗務院内 真宗教団連合事務総局担当
三重県津市一身田町2819番地
T e l : 059-232-4171
Mail : tassho-nakano@senjuji.or.jp

宗務院からのお知らせ

宗務院の執務日変更

- ・土曜日を休日とします。よって土曜日・日曜日・祝日が休日となります。
- ・執務時間(午前9時より午後4時)に変更はありません。
- ・従来のとおり、休日には職員1名が日直勤務を行います。

総合案内所(参拝課・納骨堂・進納所・宝物館)の電話番号変更

- ・電話番号は059-232-7234に統合します。
- ・FAX番号は059-232-6112に統合します。
- ・年中無休と執務時間(午前9時より午後4時)に変更はありません。
- ・進納所の電話番号059-236-5701及びFAX番号059-236-5702は当面の間転送を行います。が、いずれ不通となりますので、電話帳などの変更を早急
にお願いいたします。

以上

場 所	種 別	番 号
宗務院 庶務課・教学課・財務課・門室課	電話	059-232-4171(代表)
	FAX	059-232-1414
総合案内所 参拝課・納骨堂・進納所・宝物館	電話	059-232-7234
	FAX	059-232-6112
教学院	電話	059-236-3088
	FAX	059-236-3091

お問い合わせ 宗務院庶務課

宗門のお知らせ

真宗高田派共済会のご案内

●全寺院対象の共済制度●

真宗高田派共済会運営規程による各種制度

○見舞金

- ・本堂全焼及び全壊 100万円
- ・本堂半焼及び半壊 60万円
- ・庫裏全焼及び全壊 60万円
- * 災害を証明する書類が必要
- ・境内地並境内建物が災害を被った時は、2万円をお見舞いする
- * 被害総額が100万円以上の場合となります

○祝金

- ・本堂新築及び改築 60万円
- ・本堂を除く境内建物の新築および改築 10万円
- * 工事が1千万円以上の場合となります
- * 高田派代表役員が発行した新築・改築の承認書と
工事契約書の写しが必要

○住職退職慰労金（住職の死亡から6ヶ月以内に申請のこと）

在任期間により給付金が異なります

- ・住職在任80年以上90年未満 90万円
- ・住職在任70年以上80年未満 80万円
- ・住職在任60年以上70年未満 70万円
- ・住職在任50年以上60年未満 60万円
- ・住職在任40年以上50年未満 50万円
- ・住職在任30年以上40年未満 40万円
- ・住職在任20年以上30年未満 30万円
- ・住職在任10年以上20年未満 20万円
- ・住職在任10年未満 10万円

○香料（退職から6ヶ月以内に申請のこと）

上記住職退職慰労金を適用する但し慰労金を支給された住職は該当しない

○真宗教学奨学金（毎年4月末日までに申請のこと）

- ・高等学校生及び真宗各派の専修学院生 月額 2万円 若干名
- ・大学生及び大学院生 月額 4万円 若干名
月額 8万円 若干名

○奨励金（毎年4月末日までに申請のこと）

共済会が指定した学校学部にて得度した者が入学したときに
4万円を支給します。

給付及び申請のお問い合わせは、下記の共済会担当までお尋ねください。

真宗高田派共済会 真宗高田派宗務院内

電話 059-232-4171 FAX 059-232-1414

人権擁護啓発活動重点項目

- 一、国際時代にふさわしい人権意識を育てよう。
- 一、子どもの人権を守ろう。
- 一、高齢者の人権を尊重しよう。
- 一、病気・部落などによる差別をなくそう。
- 一、障害者の完全参加と平等を実現しよう。

「三重県人権教育基本方針」より抜粋

令和六年八月二十日印刷
令和六年八月二十日発行

三重県津市一身田町二八一九番地
電話（〇五九）二三二一四一七一
<http://www.senjui.or.jp>

真宗高田派本山専修寺

発行所 宗務院

振替〇〇一五〇一〇一五一九四番

印刷所 三重県津市一身田町七六五番地
相和印刷所

電話（〇五九）二三二一〇七〇

パスワード：T4ka6a8a